

障がいのある学生の皆様へ

放送大学では、障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないようにできるかぎりの支援を行っています。

このような困り事はありませんか？

印刷教材の字がよく見えない…

先生の声がよく聞こえない…

放送大学では、障がいのある学生の相談に応じて、他の学生と同じように学べるように、様々な支援を行っています。

いろいろな場面における修学支援の例

教材関係

印刷教材のテキストデータの提供 図表、写真、一部外国語等テキスト化困難なデータは除く

テレビ科目・オンライン授業への字幕付与 開講してから1年以内のテレビ科目、一部外国語科目等を除く

ラジオ科目の一部で補助教材（収録用台本等）を希望者に提供

教室利用

車椅子、補助犬、介助者の入室許可

希望座席場所の配慮

自分用の机、支援機器等の持参利用

試験関係

※ 障がいのある方で、自宅等での Web 受験が困難な方が、所属学習センターと相談のうえで学習センターで受験することになった場合の支援の例になります

別室受験

試験時間の延長

支援機器等の持参利用及び電子媒体での解答提出

障がい者用補助器具の持参利用

点字・音声・テキストデータによる出題、拡大問題用紙・拡大解答用紙の使用

注意事項等の文書による伝達

教職員または介助者によるマークシートへの転記

介助者による問題の対面朗読及び解答の口述筆記

以上はあくまで代表的な例になります。

その他の合理的配慮の例は、ウェブサイト「障がいのある方への修学支援」をご覧ください。

それぞれの学習センターで施設や環境で異なりますので、提供できる支援の内容は異なる場合があります。まずはお気軽にご相談ください。

学習センターでの相談

本学における相談窓口は、学習センターとなっております。

本学のできる範囲で、どのような支援があれば、障がいのある学生の皆様の学ぶ機会を確保できるかを、一緒に考えさせていただきます。

何らかの支援が必要だと感じたら、まず学習センターへご相談ください。

申請に必要な書式や詳細につきましては、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/accessibility/support/>

障がいのある方への修学支援

放送大学サイト内検索で「合理的配慮」と入れて検索

申請から支援までの手続き

1 申請

学習センターに「修学上の合理体配慮申込書」を提出してください。（様式は募集要項の巻末または前述のウェブサイトよりダウンロードできます。）

まだご入学されていない方は、出願前に上記書類を提出の上、学習センターと相談をお願いします。

2 学習センターで相談

学習センターから面談の日程等の連絡があります。

学習センターの教職員と面談を行い、ご自分の障がいや、希望する修学上の支援についてご相談ください。放送大学としてできる支援について、一緒に検討させていただきます。

3 支援内容の決定

学習センターから「修学上の合理的配慮」の内容を記載した確認書をお渡ししますので、確認の上、大切に保管してください。

4 支援開始

入学手続き完了後、修学上の合理的配慮の提供を行います。

症状の変化があった場合等、支援内容の変更が必要と感じた場合は、遠慮なく所属する学習センターにご相談ください。

学習センターからも状況に応じてご本人と相談し、支援内容の調整などを行ってまいります。